いじめ対応フロー図　～いじめ問題発生時の組織的な対応～

東根市立第一中学校

1 発見

担任・学年主任・生徒指導主事
養護教諭・毎週実施の生徒指導委員会・等

■いじめの現場を発見
■本人からの訴え（生活ノート・アンケート等）
■保護者からの訴え・生徒、保護者からの情報
■上記以外からの情報提供
２４時間以内に仮判断・対応

4 聞き取り

必ず複数の職員で対応

■聞き取りの順番
①被害者　②被害者が信頼する第三者
③加害者
■聞き取りの内容
・いつ・どこで・誰が
・何を・どのように
【聞き取りの際の注意事項】
・生徒が安心して話せる人や場所に配慮する
・関係者からの情報に食い違いがないか確認する
・情報提供者の秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意を払う
・被害生徒の辛さや不安に寄り添う

2 報告・共有

最優先

報告　（口頭・記録）

学年主任

記録にて報告

報告　（口頭・記録）

生徒指導主事（仮判断）

報告（口頭・記録）

校長・教頭
※校長不在時、教頭は、必ず校長の指示を受けること

報告・相談

助言・支援

東根市教育委員会
教育長・教育次長・学校教育主幹
※担当指導主事（中山・門脇）に一報
学校支援係と共有・対応協議

連携

【外部専門家】による助言
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワークコーディネーター
・弁護士・医師　等

3 組織対応

「いじめ対策委員会」

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者の決定
（校長・教頭・担任・生徒指導主事・養護教諭等）

■初期の組織対応
(1)情報の整理と共有
・いじめの態様
・聞き取り状況　等
(2)対応方針の決定
・本人のケア
・関係者への指導　等

■メンバー
・校長・教頭
・教務主任
・生徒指導主事
・教育相談主任
・学年主任
・養護教諭　・ＳＣ
・特別支援教育コーディネーター

適宜連絡 ↔ 連携	**保護者**（保護者同士の会の設定）
報告・相談 ↔ 指導・支援	**東根市教育委員会**
相談 ↔ 支援	**児童相談所**
相談 ↔ 支援	**村山警察署**
報告 ↔ 共通理解	**職員会議**

○○○○　い　じ　め　解　消　に　向　け　た　指　導　○○○○

生徒が思い・気持ちを伝えあう場の設定